

橿原市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年11月25日

橿原市監査委員 北川 洋
橿原市監査委員 山口 宣 恭
橿原市監査委員 廣井 一 隆

令和元年度監査の結果報告について（9月～11月実施）

第1 監査の対象

総合政策部 企画政策課、広報広聴課、情報政策課、地域創造課、
八木駅周辺整備課

会計課

監査委員事務局 監査課

農業委員会事務局

福祉部 福祉総務課、生活福祉課、障がい福祉課、介護保険課、地域包括支援課

環境づくり部 環境企画課、環境業務課、環境保全課、環境衛生課

健康部 健康増進課、保険医療課、子育て支援課、こども未来課、藤原京保育所、
今井保育所、金橋保育所

教育委員会 小学校 畝傍南小学校、畝傍北小学校、香久山小学校、白檀南小学校、
耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校

中学校 八木中学校、大成中学校、光陽中学校、橿原中学校

幼稚園 畝傍南幼稚園、鴨公幼稚園、耳成幼稚園、今井幼稚園、
金橋幼稚園、耳成西幼稚園、白檀幼稚園

議会事務局 議事課

第2 監査の期間

総合政策部・会計課・監査委員事務局・農業委員会事務局

令和元年8月16日から同年9月25日まで

福祉部・環境づくり部

令和元年9月13日から同年10月25日まで

健康部・教育委員会（学校園）・議会事務局

令和元年10月16日から同年11月25日まで

第3 監査の方法

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検・確認を行うことにより、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、指摘事項として挙げるものはなく、関係法令等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、監査時における軽易な留意事項については、口頭により指導した。